

マツ伐採木・マツ製材品等の移動制限・届出について 《松くい虫被害のまん延防止にご協力ください》

鹿児島県では、松くい虫被害が発生していない地域への被害のまん延を防止するため、松の伐採木等の移動制限を行うとともに移動の届出を義務づけています。

1 移動の制限（森林病虫害等防除法第5条に基づく知事命令）

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

左 欄	右 欄
鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，姶良市，薩摩郡，出水郡，姶良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域

2 移動の届出（奄美群島等への松の伐採木等の移動の届出に関する条例）

奄美群島等（奄美市，鹿児島郡，熊毛郡屋久島町口永良部島及び大島郡の区域）へ松の伐採木等を移動する者は、当該伐採木等が奄美群島等に到着する日の7日前（災害その他やむを得ない事由がある場合は、2日前）までに、知事に届出なければならない。

届出を変更しようとする場合は、その都度、変更に係る事項を届出なければならない。

◎ 条例に基づく届出は、「松の伐採木等移動届（別記第1号様式）」または、「松の伐採木等移動届事項変更届（別記第2号様式）」により、所管する地域振興局・支庁林務担当課へ提出してください。（県外の所在地からの移動の場合、鹿児島県森づくり推進課へ提出してください。）

◎ 届出がなされましたら、県の担当者等が、当該丸太・製品等の所在地等において、当該現物に松くい虫が付着していないか、確認を行います。

付着していることが確認された場合は、駆除をした後でなければ移動を行うことはできません。

ご不明な点等がありましたら、最寄りの各地域振興局・支庁林務担当課へお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

鹿児島県 森づくり推進課	TEL:099-286-3385	FAX:099-286-5611
鹿児島地域振興局 林務水産課	TEL:099-805-7361	FAX:099-805-7407
南薩地域振興局 林務水産課	TEL:0993-52-1335	FAX:0993-52-1331
北薩地域振興局 林務水産課	TEL:0996-25-5509	FAX:0996-25-5670
姶良・伊佐地域振興局 林務水産課	TEL:0995-63-8159	FAX:0995-63-8325
大隅地域振興局 林務水産課	TEL:0994-52-2161	FAX:0994-52-2166
熊毛支庁 林務水産課	TEL:0997-22-1133	FAX:0997-22-0474
熊毛支庁 屋久島事務所 農林普及課	TEL:0997-46-2253	FAX:0997-46-3614
大島支庁 林務水産課	TEL:0997-57-7285	FAX:0997-57-7290

(第1号様式)

松の伐採木等移動届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

松の伐採木等を次のとおり移動したいので、届け出ます。

移動しようとする者の 住所及び氏名又は名称	
移動の目的	
産地及び移動先	
到着予定日	
数量及び形状	
所在地及び移動開始日	
積載港及び積載日	
荷受人の住所及び 氏名又は名称	
荷揚港及び荷揚げ日	

(第2号様式)

松の伐採木等移動届事項変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

年 月 日付けで届け出た事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

変更に係る事項	変更前	変更後